

スポーツ競技の操作に関する欧州評議会条約(マコリン条約)の意義と課題

中京大学スポーツ科学部・スポーツ科学研究科 教授

石 堂 典 秀

1 はじめに

2021年8月8日、いろいろな批判を受けながらも東京2020オリンピック大会は終了した。コロナ禍の大会に出場した選手たちには計り知れない苦労があったのではないだろうか。ところで選手たちの活躍の裏側では、スポーツベッティングと呼ばれる賭け行為が世界中で行われていたのであった。今回のオリンピックで、どれだけのお金がスポーツベッティングに賭けられたのかは不明であるが、相当な金額が動いていることは想像に難くない。たとえば、2018年のワールドカップで世界のスポーツベッティングの売上高が1,360億ユーロ(約17兆5千億円)に達したと推計されている⁽¹⁾。

このような盛況は、オンラインによる賭博が普及したことによって、世界中どこにいても賭け行為ができるようになったからである。もっとも、日本でオンライン賭博をすることは犯罪であり、賭博罪(刑法185条)が適用されることになる。そのため、わが国でスポーツベッティングをする行為は、異国の地の話のようでもあるが、それほど遠い地の話でもない。イギリスの有名なブックメーカーのウィリアムヒルのホームページ(<http://sportswilliamhillcom/bet/ja>)に行くと、賭けの対象となる試合に関しては全て日本語で表示され、自国の言葉で賭けを楽しむことができるようになっている⁽²⁾。たとえば、サッカーについては、「世界各国の試合をカバーいたしております。弊社では世界の100以上のリーグ、1,000を超えるチームへのベットが可能であり、オンライン業界最大の試合数をカバーしております。」との記載がされており、世界中の試合を賭け対象にして楽しむことができる仕組みになっている。当然、日本の試合も賭けの対象とされ、サッカーではJ1、J2の試合が賭けの対象となっている。オンライン賭博の普及の中で、世界中の人たちは、行ったこともない国の知らないチームの試合にも賭けることができる。その一方で、選手たちは自分たちが世界中の人たちの賭け行為の注目的的となっていることを知らないでプレーしているかもしれない。

この賭博事業者は、合法的な事業者だけでなく、違法な事業者も存在している。OECDによれば、スポーツベッティング市場の1/3が違法な市場であると推計している⁽³⁾。スポーツ界にとっての問題は、違法市場そのものではなく、八百長等の試合の不正操作を選手や関係者に仕掛けてくることである。そのため、IOCは、オリンピック大会開催中、東京2020プログラムの33スポーツについて、24時間の監視体制で不正な動きがないかどうかをチェックしていた。IOCは、競技の操作防止のために特別のユニット(OM Unit PMC)を設置し、スポーツレーダー、国際賭博インテグリティ協会

(IBIA)、グローバル宝くじ監視システム (GLMS)、および世界中の主要な規制当局との協力体制を構築し、スポーツ賭博を監視している。⁽⁴⁾ FIFA は、2005年から早期警報システム (Early Warning System : EWS) を導入している。IOC は、2008年の北京オリンピックから同システムを導入している。このようなスポーツ団体の動きに軌を合わせ、欧州評議会は、スポーツ競技の操作に関する条約策定に乗り出していった。

2 マコリン条約の成立過程

マコリン条約として知られている、「スポーツ競技の操作に関する欧州評議会条約 Council of Europe Convention on the Manipulation of Sports Competitions (No 215)」⁽⁵⁾ は、2014年9月18日にスイスのマコリンで締結されたことにその名の由来がある。この条約は、スポーツにおける八百長を防止し、摘発・処罰することを目的とした多国間条約である。

マコリン条約はノルウェー、ポルトガル、ウクライナ、モルドバ、スイス、イタリア、ギリシャによって批准を受け、2019年9月1日に発効した。

この条約作成の発端は、2008年12月11日、12日の両日にアテネで開催された第11回欧州評議会のスポーツ担当大臣会議に遡る。この会議の中で、次のような内容が決議された⁽⁶⁾ (第1決議)。

汚職、八百長、違法賭博は、スポーツ倫理への新たな挑戦である。

- ・スポーツには汚職、八百長、違法賭博が存在することを認識し、スポーツ団体がその問題状況を調査するようにすること。
- ・スポーツ団体による厳格なルールを作成し、財務状況の透明性を高める取り組みを促していく。
- ・スポーツ組織、NGO、専門機関との協力のもと、スポーツにおける腐敗を予防・抑制・制裁する方法について研究調査する。
- ・スポーツ界全体に行き渡るような教育・研修・ガイダンスを支援する。
- ・汚職に関する条約の批准を含めた既存の法の強化。
- ・透明性を高めるように努めているスポーツ団体の支援。

そして、同会議では、EPAS⁽⁷⁾ に対して新たな勧告案の草案を作成することが依頼された。

その後、2010年9月22日にバクーで開催されたスポーツ担当閣僚の第18回欧州非公式会議で「結果の不正操作 (八百長) に対するスポーツの完全性の促進に関する決議第1号」⁽⁸⁾ 採択された。この決議では、欧州理事会は、すべてのスポーツにおけるスポーツ結果の操作を防止し、対抗することを目的とした効果的な政策と措置を採用するよう求められた。一方、EPAS は、スポーツ結果の操作に関する加盟国閣僚委員会の勧告の採択を視野に、この作業を継続するよう求められた。

この決議に付属してガイドラインが示された。このガイドラインは、現在のマコリン条約の原型となるもので、「A 定義」、「B 責任の共有と協力」、「C 立法措置」、「D スポーツ団体の予防活動」、「E 賭博事業者の予防活動」、「F スポーツ結果の操作に対する戦いにおけるステイホルダーの協力」という表題のもと、47項目の勧告が行われてた。

その後2011年9月28日に欧州閣僚委員会の理事会によって「結果の操作に対するスポーツの完全性の促進に関する勧告 (CM/Rec(2011)10)」が採択された。この勧告は、先のバクーでの決議を

踏襲しながら、その勧告内容を拡充していった。

最終的に、2012年3月15日に第12回欧州評議会スポーツ担当大臣会議がベオグラードで開催され、その中で、「結果の不正操作に対するスポーツのインテグリティの促進に関する国際協力（決議第1号）」⁽⁹⁾が採択された。

3 マコリン条約の特徴

マコリン条約はスポーツ競技の操作に関する唯一の国際法の規則である。それは、世界的な脅威に対応するための国際的な協力関係構築のための法的枠組みを提供している。具体的には締約国の公的機関に、スポーツ組織、賭けオペレーター、および競技主催者と協力して、スポーツ競技の操作を防止、摘発、制裁することを求めている。本条約では、「スポーツ競技の操作」とは、自己又は他人の不当な利益を得るために、当該スポーツ競技の予測不可性の全部又は一部を取り除くために、スポーツの試合の結果又は過程を不当に変更することを目的とした意図的な取り決め、行為又は不作為を指す。」（3条）と定義されている。

マコリン条約は、9章42箇条から成る。同条約の詳細については、後掲の抄訳をご覧いただければと考えているが、章立ては以下のとおりである。

前文

- 第1章：目的、指導原則、定義（第1条～第3条）
- 第2章：予防措置、協力関係、その他措置（第4条～第11条）
- 第3章：情報の交換（第12条～第15条）
- 第4章：刑法及び執行に関する協力関係（第16条～第18条）
- 第5章：管轄権、刑事手続きと執行方法（第19条～第21条）
- 第6章：制裁と方法（第22条～第25条）
- 第7章：司法・その他の事項における国際協力（第26条～第28条）
- 第8章：条約フォローアップ委員会（第29条～第31条）
- 第9章：最終規定（第32条～41条）

なお、マコリン条約の前文は、はかかなり長文にわたっており、後掲「抄訳」では、少し文書を区切りつつ翻訳を行ったことをお断りしておく。また、第9章（第32条以下）については、本条約の発効、条約改正手続きに関するものであり、本稿では割愛する。欧州評議会は、スポーツ競技の操作に関する欧州評議会条約に対する解説レポート（以下、条約解説）を出している⁽¹⁰⁾。本稿は、この条約解説を参照にしながら、本条約の特質を明らかにしたいと考える。

本条約では、指導原則として、「人権」「合法性」「均衡原則」「個人情報保護」を掲げている（2条）。条約解説によれば、これは、「ヨーロッパ人権及び基本的自由の保護に関する条約（Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms）」並びに「個人データの自動処理に関する個人の保護に関する条約（Convention for the Protection of Individuals with regard to Automatic Processing of Personal Data (1981, ETS No 108)）」に基づいているとされる。また、前3者の原則については、公序、法の一般原則からも導かれるものとされる。また、同解説によれば、

本条約は、①防止、②法執行、③国際協力、④情報の交換、⑤フォローアップに分けることができるとされる（条約解説 para. 18）。

本条約での重要なアクターは、締約国の他、スポーツ団体・大会主催者・スポーツベッティング事業者、規制機関、ナショナル・プラットフォーム、フォローアップ委員会である。以下、これらアクターの役割を中心に述べていく。

1) 締約国

まず、締約国に対しては、主として以下のような役割が求められている。

- ・国内の公的機関の政策や活動の調整（4条）
- ・スポーツ団体・大会主催者・スポーツベッティング事業者・その他の関連団体に対する手続き、規則の制定の奨励及びこれに対する立法措置（5条2項）
- ・不正操作に対する教育・研修・啓発活動の実施（6条）
- ・賭博規制機関及びナショナル・プラットフォームの設置（9条、13条）
- ・スポーツ競技の操作に関する罪の刑事罰化（15条～17条）
- ・法人の責任についての立法措置（11条、18条、23条）
- ・自然人の処罰に関する立法措置（22条）
- ・違反者に対する行政処分（24条）
- ・犯罪の収益及び関係書類の押収（25条）
- ・刑事法上の国際的協力関係（26条、27条）
- ・証人や情報提供者に対する保護措置（21条）

マコリン条約は、条約である以上、締約国に対して書かれたものではあるが、本条約では、国家以外の団体に対する働きかけを求めている点に特徴がある。

2) スポーツ団体・大会主催者

スポーツ団体及び大会主催者（以下、スポーツ団体等）に関してしては、主として第7条に規定が置かれている。スポーツ団体等には競技の操作に関するリスク評価及びリスクマネジメントの実施が求められている（第5条）。第7条はこれを補足するものと位置づけられている（条約解説 para. 73）。

第7条では、まず、スポーツ団体等に対してグッド・ガバナンス原則の遵守を求めている。同原則は、「スポーツにおけるグッドガバナンスの原則に関する加盟国に対する閣僚委員会の勧告（Recommendation Rec(2005) 8 of the Committee of Ministers to member States on the principles of good governance in sport⁽¹⁾）」に基づくもので、同原則の中では、特に、財務・管理の問題における透明な手続きの確保、民主的な構造の実施が強調されている（条約解説 para. 75）。

第7条は、スポーツ団体とともに、競技利害関係者に対する責務を規定している。

スポーツ団体については、以下の役割が求められている。

- ・不正操作のリスクのあるスポーツ競技のモニタリング

- ・不正操作に関連した疑わしい活動について関係機関やプラットフォームへの報告
- ・内部告発者の適切な保護を含めた、情報の開示を促進するための効果的なメカニズムの構築
- ・若いアスリートを含む競技利害関係者への教育・研修などの啓発活動
- ・スポーツの試合の関係者、特にジャッジやレフェリーについては可能な限り最終段階で任命すること

そして、第8条はスポーツ団体が上記のような取り組みを行うための財政的支援を締約国に求める一方で、これを遵守しない団体に対する制裁についても規定している。たとえば、違反行為によって制裁を受けた団体や不正操作に対する規則を有効に運用していないスポーツ団体に対する財政支援の打ち切りや、違反行為を行った競技利害関係者からの支援を受けないことなども求めている（8条3項、4項）。

一方、競技利害関係者については、利益相反として以下のような行為が禁止ないし義務付けられている。

- ①競技利害関係者が関与するスポーツの試合への賭けの禁止
- ②内部情報の不正使用・流布の禁止
- ③スポーツ団体およびその所属メンバーが、法令及び契約上の義務の遵守
- ④スポーツ競技の不正操作の可能性のある疑わしい活動等について直ちに報告する義務

条約解説によれば、競技利害関係者には、3つのタイプがあるとされている。1つは、アスリートである。もう1つのタイプは、「サポート関係者」で、トレーナー、医療関係者、エージェント、競技に参加するクラブまたはその他の団体のオフィシャルも含まれている。また、選手会を含めた、アスリートと一緒に活動する人、資格をもって活動する人もこのグループに含まれる。最後のタイプは、「オフィシャル」である。「オフィシャル」とは、スポーツ大会を組織し運営する法人のオーナー、役員、スタッフの他、その大会に関わるスポンサーやジャーナリスト、その他認証を受けた人を含むとされる。また、大会のレフリー、オフィシャル・ジャッジ、スチュワードもオフィシャルとみなされる（条約解説 para. 62）。

3) スポーツベッティング事業者

第10条は、締約国に対して立法・その他の措置を通じてスポーツベッティング事業者に対する規制を求めている。特に、利益相反行為や内部者情報の悪用を規制するように求めている。同条では、以下のような行為が、利益相反行為⁽¹²⁾として禁止される。

- ・スポーツベッティング関連の製品の生産や提供に携わる人ないし企業が自身の製品でベッティング行うこと
- ・スポーツ団体のスポンサーや共同所有者がその地位を濫用して、スポーツ競技の不正操作を促したり、内部情報を悪用したりすること
- ・スポーツ競技の利害関係者がスポーツ競技のベッティングオッズの作成に関与すること
- ・スポーツベッティング事業者と競技主催者または競技の利害関係者との間に何らかの支配関係が存在している状態

また、同条は、スポーツベッティング事業者に対して疑わしいベッティングについての報告義務を課すとともに、オーナーを含めた従業員への不正操作に関する教育・研修などの啓発活動を奨励するよう求めている（10条2項、3項）。

ところで、本条約では、スポーツ・ベッティング事業者がスポンサーになること自体は禁止していない。しかし、条約解説では、事業者がこの特権的な地位を利用する、利益相反のリスクについて強調しており、特に、規制当局による監視の必要性が高い状況といえる（条約解説 para. 105）。

また、違法なスポーツベッティング事業者に対して以下のような規制が行われる（11条）。

- ・違法なスポーツベッティング事業者の閉鎖を含めた、アクセスの制限。
- ・違法なスポーツベッティング事業者と顧客との資金の流れをブロックする。
- ・違法事業者の広告の禁止。
- ・違法ベッティングに関連する危険について消費者への啓発活動。

本条でいう「違法なスポーツベッティング」とは、顧客が居住する国の関係法の適用の下で、スポーツベッティング活動の種類や事業運営が認められていないベッティング活動を指す。

4) スポーツ賭博規制機関

本条約は締約国に対して競技の不正操作に対する公的な規制機関を指定するように求めている（9条1項）。

この規制機関の役割としては、以下のことが求められている。

- ①関係機関や国内プラットフォームとの間での情報交換。
- ②スポーツ団体・ベッティング事業者との間で協議を行い、特定のスポーツ・ベッティングの提供を制限すること。
- ③不正操作のリスクを特定し、管理するため、スポーツ・ベッティングの対象となっているスポーツ競技主催者に対して事前にその賭博対象商品に関する情報提供を行う。
- ④スポーツ・ベッティングにおいて一定の閾値額を超える金銭の流れ（送金者、受取人、金額）をトレースする。
- ⑤スポーツ・ベッティング事業者との間で違反する賭け行為を防止するためのメカニズムを構築する。
- ⑥アラートが発せられた賭けについて停止させる。

②に関しては、18歳未満を対象とする競技に賭ける行為やスポーツの観点や組織的な条件やスポーツの視点から適切ではない競技（たとえば、親善試合やランキングに影響しない試合）に関しては賭け行為の対象外とされている。⑥については、問題となった賭け行為が無効となるかどうか、どのような種類のアラートによって賭け行為を停止するかどうかは、締約国に委ねられている⁽¹³⁾。この他、規制機関には行政罰の執行についても期待されている（24条）。

5) 犯罪行為

犯罪行為については、15条から17条に規定がある。

- ・強要、汚職、詐欺的な行為を伴うスポーツ競技の不正操作（15条）
- ・15条の行為の意図的な幫助（17条）
- ・15条、17条に関わる不正操作から生じた収益のマネーロンダリング（16条）

締約国は、上記行為を犯罪とするために、既存の刑事法の適用もしくは新たにスポーツ競技の不正操作に関する法律を制定するなど法整備を行う義務がある。

17条の幫助に関しては、スポーツ競技の不正操作は、組織的な犯罪ネットワークによって行われることが多く、彼らは様々な方法で、直接的・間接的に違法行為に加担しているため、すべての行為を犯罪に含めることが重要であるとされる（条約解説 para. 146）。これに関しては、国連の国際的な組織犯罪の防止に関する条約の規定を参考としている。同条約第5条1項は、「組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の実行を組織し、指示し、ほう助し、教唆し若しくは援助し又はこれについて相談すること」について、「締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる」ことを義務付けている。

マネーロンダリングに関しては、本条約では、定義がなされていないが、国連の国際組織犯罪防止条約等が参照されている。国際組織犯罪防止条約6条1項では以下のように定義されている。

・その財産が犯罪収益であることを認識しながら、犯罪収益である財産の不正な起源を隠匿し若しくは偽装する目的で又は前提犯罪を実行し若しくはその実行に関与した者がその行為による法律上の責任を免れることを援助する目的で、当該財産を転換し、又は移転すること。

・その財産が犯罪収益であることを認識しながら、犯罪収益である財産の真の性質、出所、所在、処分、移動若しくは所有権又は当該財産に係る権利を隠匿し、又は偽装すること。

・その財産が犯罪収益であることを当該財産を受け取った時において認識しながら、犯罪収益である財産を取得し、所持し、又は使用すること。

・本条の規定に従って定められる犯罪に関与し、これを共謀し、これに係る未遂の罪を犯し、これをほう助し、教唆し若しくは援助し、又はこれについて相談すること

また、マコリン条約は、マネーロンダリング防止のために、スポーツベッティング事業者に顧客のデューデリジェンス等を求めている。この防止措置に関しては、腐敗の防止に関する国際連合条約が参考にされている。同条約14条1項aによれば、締約国は、「すべての形態の資金洗浄を抑止し、及び探知するため、自国の権限の範囲内で、銀行及び銀行以外の金融機関（金銭又は金銭的価値を有するものの移転のための公式又は非公式の役務を提供する自然人又は法人を含む。）並びに適当な場合には特に資金洗浄が行われやすい他の機関についての包括的な国内の規制制度及び監督制度を設けること。これらの制度は、顧客及び適当な場合には受益者の身元確認記録保存並びに疑わしい取引の報告を求めることに重点を置くものとする」とされている。したがって、賭博事業者は取引記録を含めた顧客管理の徹底が求められている。

上記犯罪行為に対しては、個人、法人それぞれに対して制裁規定が置かれている（22条、23条）。この他行政罰についても規定が置かれ（24条）、行政罰としては、事業者の許可の取り消しやウエ

ウェブサイトへのアクセスの制限などが考えられている（条約解説 para. 196）。また、犯罪によって取得された財産や収益、違反行為を行うために使用された物品等は、差し押さえ・没収の対象とされている（25条）。なお、本条約では、組織犯罪から情報提供者や証人が危害を加えられる恐れがあることから、これらの人に対する保護措置について規定している。なお、具体的な保護措置に関しては、「証人の威嚇および弁護人の権利に関する加盟国への閣僚委員会勧告（Council of Europe in Recommendation No R (97) 13 of the Committee of Ministers to member States concerning intimidation of witnesses and the rights of the defence）」が参照されている。

複数の国に犯罪が跨る場合には、管轄権の問題が発生するが、本条約では、①自国の領土内で行われた犯罪、②自国の旗を掲げた船舶内、③自国登録された航空機内、④自国民ないし当該国家に常駐する外国人による違反行為については当該国家の管轄権を認めている（19条1項）。また、複数の国が管轄権を主張する場合には締約国に協議義務を課している（19条4項）。

捜査・起訴・司法手続きに関する国際協力については第26条に規定がある。26条は、二重（双方）犯罪要件に関して、犯罪人引渡しまたは刑事共助を求められた締約国の法律が、その犯罪を請求国とは異なるカテゴリーに分類していたり、その犯罪に対して異なる名称を使用したとしても、その要件を満たしていると推定している。但し、共助や引き渡しの原因となった行為が両国の法律に基づいて犯罪を構成することを条件としている（26条3項）。また、同条4項は締結国以外の国からの犯罪人引渡しまたは刑事共助については、同条約が法的根拠となる旨を規定している。⁽¹⁴⁾

6) ナショナル・プラットフォーム

締約国は、国内にナショナル・プラットフォームを設置することを義務付けられている。締約国は、欧州評議会事務局長に、ナショナル・プラットフォームの名称及び所在地を連絡しなければならないとしている（13条2項）。この国内プラットフォームの機関については各国の裁量に委ねられているため、その所管は警察（ベルギー）であったり、アンチドーピング機関（フィンランド）であったり、専門のインテリジェンス機関（イギリス）であったり様々である。⁽¹⁵⁾

このナショナル・プラットフォームは、競技の不正操作に関わる情報ハブとして機能することが期待されている。このプラットフォームでは、国内のスポーツ競技で生じた疑わしい賭け行為に関する情報を収集し、分析し、必要な場合には警告を発するとともに、違法な可能性のある賭け行為に関しては関係する公的機関、スポーツ団体、スポーツベッティング事業者等に通知することが求められる。

さらに、違法賭博の問題は、国内に留まらないことから各国におけるナショナル・プラットフォームとの間で不正賭博に関する情報交換が重要となる。2016年には、欧州評議会内にナショナルプラットフォームネットワーク（通称「コペンハーゲン・グループ」）が設立された。そこでは、あらゆる形態の不正操作に対応するために、アラート・監視システムを構築し、各国に情報を提供している。現在、33か国が集まり、スポーツ競技の不正操作と戦うために不可欠な情報、経験、専門知識の交換を行っている。また、この活動には、FIFA、GLMS、⁽¹⁶⁾インターポール、IOC、UEFAなども参加している。なお、第2回条約フォローアップ委員会の会合において、同ネットワークについて

は条約フォローアップ委員会の管轄とされた。⁽¹⁷⁾

7) 条約フォローアップ委員会

条約フォローアップ委員会は、その名称が示す通り、条約の実施状況をモニタリングする機関である。締約国は、スポーツに対して責任を負う公的機関、警察、ベッティング規制に責任を負う公的機関の代表者を含めた、代表者を条約フォローアップ委員会に参加させることができるとしている。

この委員会の役割としては以下の通りである（第31条）。

- ①本条約3条に基づき、条約の対象となるスポーツ団体、競技大会のリストアップ
- ②本条約12条第1項に基づき、スポーツ団体及びスポーツベッティング事業者が満たすべき基準の設定
- ③関係する公的機関、スポーツ団体及びベッティングオペレーター間の運営上の協力関係を高める方策の検討
- ④関係する国際機関及び公的機関に対して、本条約に基づく活動に関する継続的な情報提供
- ⑤欧州評議会の非加盟国の条約署名の申請について、閣僚委員会に対する意見書の作成
- ⑥専門家会議の開催
- ⑦締約国への訪問の実施
- ⑧条約改正案の起草（38条）

その他、締約国の法律、政策等が条約に準拠しているかどうかなども評価する。

フォローアップ委員会は、腐敗防止のための国家グループ（Group of States against Corruption：GRECO）や犯罪問題に関する欧州委員会（European Committee on Crime Problems：CDPC）等の既存の監視機関との連携も必要となる（条約解説 para. 215）。

4 結びに代えて

マコリン条約は、「スポーツにおけるアンチ・ドーピングに関する国際条約」のように、今後、スポーツ競技の不正操作に対抗する国際条約のモデルとなっていくのであろうか。IOCは、2017年に「試合の不正操作防止に関するオリンピック・ムーブメント規程」を策定し、オリンピック憲章（規則2条、43条）や倫理規程（8条）でも同規程の遵守を言及している。そして、この新たなIOC規程はマコリン条約を参照している。競技の不正操作の問題は、ドーピングに次ぐ新たな大きな問題と言える。

東京2020オリンピックが始まるわずか1ヶ月前に、国際ボクシング協会が2016年リオオリンピック大会での汚職と八百長の可能性に関する調査をリチャード・マクラレン氏に委託したことが報じられている（AP通信2021年6月15日）。マクラレン氏は、以前にロシアの国家ぐるみのドーピングスキャンダルについて調査を行った人物である。巷で、どのくらいの違法な賭博や八百長が行われているのか、正確な数値を知ることは難しいが、これら不正行為が横行していくことになるとスポーツ界へのダメージは計り知れないものとなる。⁽¹⁸⁾

しかし、このスポーツ競技を操作する行為は、ドーピング行為と同じように、あるいはそれ以上に悪質といえる。なぜなら、ドーピングを行ったからといって必ず、優勝などの競技結果をもたらすものではない。一方、八百長行為を含めた競技の不正操作はその結果を左右するものであり、競技というスポーツの価値そのものを根底から覆すことになる。その意味では、競技の不正操作に対しては、ドーピングと同様に摘発の対象として世界中で取り組まなければならない重要な課題といえる。

しかし、マコリン条約を策定したヨーロッパですら、一枚岩ではないようである。これは、マコリン条約が2014年に策定され、発効までに5年の歳月を要していることが物語っている。マコリン条約は、2014年の策定の際には、欧州評議会の15の国によって直ちに署名されたが、条約発効には、5つの国によって批准される必要があり、そのうちの3カ国は欧州評議会の構成国でなければならないとされている。その批准までにはいろいろ反対運動が展開されたようであった⁽¹⁹⁾。

この点に関連して、Chappelet 教授らは、「一部の国は積極的に条約にコミットしていますが、これはほとんどの政府には当てはまりません。ほとんどの政府にとって、スポーツ競争のインテグリティは、テロや麻薬密売などの社会に対する他の脅威よりもはるかに優先度が低い傾向がある。さらに、八百長の国境を越えた性質は、直接の犠牲者がいないことと相まって、法執行機関が複雑な調査を開始することに消極的であることがよくある⁽²⁰⁾」と指摘するように国家にとってあまりインセンティブの高い領域とは言えないようである。

しかし、マネーロンダリングのように組織犯罪が関与するケースも多く、八百長目的で選手や関係者に接触してくるため、スポーツ界にとっては非常に脅威的な存在といえる⁽²¹⁾。冒頭でも述べたように、スポーツベッティングは遠い存在のように思われてきたが、オンラインを通じて非常に身近な存在になりつつある。東京2020オリンピック・パラリンピック大会を契機にこの新たな脅威に対する議論を始める時期に来ているのかもしれない。ところで、非加盟国である日本もマコリン条約の起草に関与したことが伝えられている。日本以外には、オーストラリア、ベラルーシ、イスラエル、モロッコ、ニュージーランドが参加していた（条約解説 para. 226）ということであり、意外にもわが国には身近な条約なのであった。

後掲マコリン条約の「抄訳」については、中京大学スポーツ科学研究科博士後期課程に在籍中の石原康平氏と一緒に翻訳作業を行った。なお、誤訳等の責任は拙著者にあることを予めお断りしておく。

本研究の一部は JSPS 科研費 JP19K01320 の助成を受けたものです。

(1) <https://www.sportbusiness.com/news/world-cup-worth-e136bn-to-betting-market/>

(2) そのため、最近では、海外のオンライン賭博サイトへの日本からアクセスが増えているという（朝日新聞2021年2月7日）。

(3) Lord, Fred and Stuart Page (2016), "Sport manipulation as economic crime", in OECD, *Illicit Trade: Converging Criminal Networks*, OECD Publishing, Paris
DOI: <https://doi.org/10.1787/9789264251847-11-en>

- (4) IOC, Monitoring of sports betting at Tokyo 2020
<https://olympicscom/ioc/news/monitoring-of-sports-betting-at-tokyo-2020> (29 Jun 2021)。また、同ユニットの活動について、以下参照。IOC, Olympic Movement Unit on the prevention of the Manipulation of Competitions
<https://stillmedolympicorg/media/Document%20Library/OlympicOrg/IOC/What-We-Do/Protecting-Clean-Athletes/Competition-manipulation/Protecting-clean-athletes-competition-manipulationpdf>
- (5) マコリン条約の原文については以下を参照。
<https://rmcoeint/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=09000016801cdd7e>
- (6) アテネ会議での決議については以下参照。<https://rmcoeint/adopted-resolution-nr-1-ethics-in-sport-11th-council-of-europe-confere/168072b91a>
- (7) EPAS とは、スポーツに関する拡大部分協定 (EPAS) で、Council of Europe's Enlarged Partial Agreement on Sport の略である。これは、欧州評議会加盟国以外の国が参加することができ、汎ヨーロッパレベルでのスポーツの重要な問題に対処するための基準や政策を策定することを目的に Resolution CM/Res(2007) 8 に基づき、2007年に設立された。
- (8) バクー会議については、以下参照。Council of Europe, The 18th Council of Europe Informal Conference of Ministers responsible for Sport (Baku, 22 September 2010) on promotion of the integrity of sport against the manipulation of results (match-fixing) <https://rmcoeint/18th-council-of-europe-informal-conference-of-ministers-responsible-fo/16807150b8>
- (9) ベオグラード会議については、以下参照。Council of Europe, 12th Council of Europe Conference of Ministers responsible for Sport (Belgrade, 15 March 2012) CM(2012)66 https://searchcoeint/cm/Pages/result_details.aspx?ObjectID=09000016805cab91
- (10) 同解説レポートについては以下を参照。Council of Europe, Explanatory Report to the Council of Europe Convention on the Manipulation of Sports Competitions
<https://rmcoeint/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=09000016800d383f>
- (11) 同勧告 1 条は、以下のように述べている。加盟政府は、スポーツにおけるグッド・ガバナンスの効果的なポリシーと対策を採用するものとする。これには、最低限の要件として、次のことが含まれる。
- ・ 非政府のスポーツ組織のメンバー全員に対し開かれた、明確で定期的な選挙手続きに基づく、民主的な構造
 - ・ 利益相反に対処するための適切な倫理規程と手続きを備えた、専門的なスタンダードを有する組織とマネジメント
 - ・ 監査を受けた年次会計の公開を含む、意思決定及び財務業務における説明責任と透明性
 - ・ ジェンダー平等と連帯を含む、メンバーの取り扱いにおける公平性
- (12) マコリン条約において、利益相反の概念を解釈する際に参考とした定義は、「公務員の行動規範に関する加盟国に対する閣僚委員会の勧告 (Recommendation NoR(2000)10 of the Committee of Ministers to member States on codes of conduct for public official NoR(2000)10)」である。同勧告は公務員を対象としたものであるが、「利益相反とは、個人がその職務の公平かつ客観的な遂行に影響を与える、または影響を与えると思われるような私的な利害関係を有する状況から生じるものである。個人の私的な利益には、本人、その家族、近親者、友人、個人とビジネス上ないし政治的関係を持つ (またはかつて持っていた) 人や組織に対する利益が含まれる。」とされる (条約解説 para. 106-107)。

- (13) なお、このアラートの種類や監視体制については、ハンドブック（Council of Europe, Handbook on Alert and Surveillance system）が出されている。（<https://rmcoeint/group-of-copenhagen-handbook-alert-and-surveillance-system-5-12-17/168077ca97>）
- (14) 典拠となる条約として、1957年欧州犯罪人引渡条約 (European Convention on Extradition (1957, ETS No 24)、1959年刑事事件における共助に関する欧州条約 (the European Convention on Mutual Assistance in Criminal Matters (1959, ETS No 30) and its Additional Protocol (1978, ETS No 99) を挙げている。
- (15) マコリン条約のホームページにおいて、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、デンマーク、フィンランド、フランス、ギリシャ、イタリア、ノルウェー、ポーランド、オランダ、ポルトガル、スイス、スペイン、イギリスの概況を確認することができる。
- (16) GLMS は、グローバル宝くじ監視システム（Global Lottery Monitoring System）の略称で、GLMS は主に、スポーツ競技の疑わしい賭け活動を検出し、分析することを目的として活動している。2009年に欧州の ELMS が設立された後、2015年1月に GLMS としてグローバル化した。
- (17) 第2回条約フォローアップ委員会は、2021年6月23日、24日に開催された。詳細は以下参照。
<https://rm.coe.int/t-mc-2021-8-en-list-of-decisions-2nd-follow-up-committee-meeting-23-24/1680a2f5c7>
- (18) European Sports Security Association (ESSA) による年間報告 (Annual Integrity Report) によれば、2019年では183件のアラートが出されたことが報告されている。<https://ibiabet/wp-content/uploads/2020/03/2019-ANNUAL-REPORTpdf>
- (19) たとえば、次のような記事がある（Malta faces EU sports betting veto withdrawal
<https://www.sbcnews.co.uk/sportsbook/2021/06/14/malta-faces-eu-sports-betting-veto-withdrawal/>）。
- (20) Jean-Loup Chappelet and Pim Verschuuren, International Sports and Match Fixing
https://serval.unil.ch/resource/serval:BIB_A33DEABE8CB9P001/REF
- (21) たとえば、3,357人の東欧のサッカー選手を対象とした FIFPRO の調査（3,357人のサッカー選手）では、12%の選手が試合を八百長のアプローチを受けた経験があると回答している。<https://www.fifpro.org/en/industry/fifpro-black-book-eastern-europe>